

平成25年(東)第1479号ほか 浪江町原発ADR集団申立事件

申立人

相手方 東京電力株式会社

今後の進行に関する意見書

平成27年3月18日

1 原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 先生

同 先生

同 先生

申立人ら復代理人 弁護士 日 置 雅 晴

同 弁護士 濱 野 泰 嘉

ほか

申立人らは、仲介委員から確認作業についての提案を受けましたが、今後の進行について不明確な点がありますので、仲介委員との間で、以下の事項について意見交換をさせていただき、確認作業にあたっての細かな条件を確認させていただきたくお願いいたします。

- 1 (勧告2を検討する前提として、東電の勧告1に対する回答の趣旨を確認する必要があるため) 相手方が、本件集団申立事件に関して国会で答弁を行った相手方役員を出席させ、同人らの国会答弁に反して本和解案を受諾する旨の回答をしない理由を説明すること。

2 (仲介委員の確認作業は、あくまでも本和解案の正当性を「確認」するためのものであるため) 申立人らと貴センター、相手方が以下の事項について合意すること。

(1) 申立人らと貴センターとの間の合意

- ① 仲介委員は、一律の賠償を希求する申立人らの思いを実現するために、確認作業の結果、本和解案の内容を変更することがないこととし、申立人らの間でこれ以上の差別や分断が生じないようにすること
- ② 申立人ら代理人及び復代理人は、貴センターの指示・提案に誠実に対応することとし、その対応に鑑み、貴センターは、本和解案に基づく和解契約が成立するまでADR手続の打ち切りをしないこと

(2) 申立人ら、貴センター及び相手方との三者間の合意

- ① 仲介委員の確認作業は、本和解案の正当性を確認するためのものであるから、申立人ら世帯の一部についてのサンプル調査とし、全世帯・全員を求めるものでないこと
- ② 仲介委員の確認作業において申立人らが提出する資料は、申立人らと仲介委員との間で合意した簡易なものにとどめるものとし、相手方からさらなる資料の提出を求めないこと
- ③ 仲介委員が確認作業により本和解案の正当性を確認した場合、相手方が和解案の尊重に照らし、すみやかに本和解案すべてを受諾すること

以上